

電子納品保管管理システムサーバー機器賃貸借契約
に係る制限付一般入札の実施について（公告）

件名のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 電子納品保管管理システムサーバー機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 那覇市役所
- (3) 履行期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで（60か月）
- (4) 履行内容 別紙1「電子納品保管管理システムサーバー機器賃貸借契約に関する仕様及び条件」のとおり
- (5) 特記事項 この入札に係る契約について、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条の規定に基づく長期継続契約であること。
 - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - ウ 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件の公告の日から入札執行の日までの間に、「那覇市物品購入等競争入札取扱要綱」に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) R6・R7年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在があり、かつ、パソコン等機器の保守窓口が沖縄本島内に所在し、メーカーによるオンサイト保守が可能であること。なお、本調達の物品を第三者に介して賃貸しようとしているものにあつては、当該物品を自ら賃貸できる能力を有するとともに、第三者を介して賃貸借できる能力を有することを証明した者であること。この場合、保守については受注者が行うこととする。
- (9) 予定される第三者が、当該入札に参加しようとする複数の応札者間で重複していないこと。重複して申請している場合は、当該入札への参加を認めない。
- (10) 過去2年間に、沖縄県内の官公署(本市を含む。)との間でサーバー機又は、パーソナルコンピュータの納入、設定に係る契約を2回以上(同一の公署におけるものも可。)締結し、又は締結中であり、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者。

3 入札参加資格及び提出書類

入札参加資格及び提出書類については、別紙2「入札説明書」にて確認すること。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年9月10日(火) 午後2時00分
- (2) 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎 8階 801会議室
※郵送による入札は認めません。

5 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

6 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を請求するものとする。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部 技術総務課 担当：稲福

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号：098-917-0345 FAX 番号：098-917-1382

E-mail：T-GIJUTU001@city.naha.lg.jp